

会報

No.
152
1-2024

愛知県
高压ガス
安全協会



秀作

〔令和5年度 高圧ガス安全標語入選作品〕

高圧ガス 守ろう手順 省くな点検 あなたの意識が事故防止

高圧ガス 少しの違和感迷ったら 迷わず行う再確認

高圧ガス 最新技術で 予知保全 変わる技術に 変わらぬ安全



今回の表紙【愛知ビューフォトギャラリー】

〔白鳥庭園のお正月〕(名古屋市)

絶景がここに。中部地上をモチーフとした池泉回遊式庭園

白鳥庭園は中部地区で最大級となる日本庭園です。中部地方の地形から、築山を御嶽山に、そこからの流れを木曾川、その水が注ぎ込む池を伊勢湾に見立て、源流から大海までの「水の物語」がテーマとなった池泉回遊式庭園です。滝や巨大な岩により創り出された源流風景、清流がおりなす溪流風景、渓谷を覆う楓の紅葉。深山幽谷の雰囲気を感じながら、一年を通じて花や紅葉、雪吊りといった、四季折々の風景を楽しむことができます。

◎ ◎ 目 次 ◎ ◎

巻頭言 新春を迎えて	1
愛知県高圧ガス安全協会 会長 丸本悦造 愛知県知事 大村秀章 名古屋市市長 河村たかし	
令和5年度愛知県高圧ガス移動防災講習会	4
◇令和5年度富山県高圧ガス移動防災訓練見学	
第60回愛知県高圧ガス保安大会、第37回中部高圧ガス保安大会、 第60回高圧ガス保安全国大会	8
◇知事表彰、および高圧ガス保安協会会長表彰の各表彰者紹介	
[事業所トップに聞く] 当社の安全活動について	13
◇株式会社マルタキ	
[事業所訪問] 「植物由来プラスチック製品のリーディングカンパニー」	15
◇ リスパック株式会社	
[施設訪問 その129] 「家康が生まれた城」	19
◇ 岡崎城	
[随筆] 「和菓子シリーズ（2）和菓子あれこれ」	23
宮地 義博	
[保安関連情報]	29
◇高圧ガス事故件数の推移（全国、平成元年～令和4年）、他 経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室資料より	
◇ [法令解説] 高圧ガス保安法基礎シリーズ（その7） （高圧ガス保安協会機関誌「高圧ガス」より転載）	
◇「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」について （富山県高圧ガス安全協会発行資料より転載）	
[愛知県防災安全局からのお知らせ]	43
◇令和5年度高圧ガス保安講習会について	
◇令和6年度高圧ガス保安検査について	
[名古屋市消防局からのお知らせ]	44
◇令和6年名古屋市高圧ガス保安講習会について	
◇令和6年度高圧ガス保安検査について	
[協会事務局だより]	45
◇入会等 ◇社名・事業所名・所在地名等の変更 ◇協会日誌 ◇各種高圧ガス保安講習会開催	
[お知らせ]	48
◇高圧ガス従事者の再教育講習の予定（令和5年度分）	
◇令和6年度 愛知県高圧ガス安全協会定時総会の予定	
◇令和6年度 上期 高圧ガス保安協会（KHK）講習・検定の予定について	
◇発行テキスト・図書類の紹介	
◇協会長表彰候補者の推薦依頼について	

新春を迎えて



愛知県高圧ガス安全協会

会 長 丸 本 悦 造

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。皆様にとって、本年がますます躍進と発展の年となり、ご健康と幸福に満ちた一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類となり、当協会の活動も、研修・講習会、部会・委員会、啓蒙・情報提供、事故災害防止ならびに関連協会に関する事業をほぼ計画どおり、実施することができました。これもひとえに、関係行政機関の方々をはじめ、会員の皆様のご指導、ご支援によって、なし得たものであり、心より厚く御礼申し上げます。本年も昨年と同様に、協会活動へのご理解と、なお一層のご協力を宜しくお願い致します。

高圧ガスの利用は、多岐にわたり、エネルギー、医療および製造業など、様々な分野で、不可欠なものとなっていますが、安全性の確保や環境への配慮も、ますます重要になっております。これらの課題に対して、より一層の努力と協力を重ねていかなければならないと考えます。「安全第一」を共有し、最新の技術やノウハウを導入することによって、高圧ガスの取扱いにおいて、より高い信頼性を確立することができると考えます。また、持続可能な利用方法やエネルギーの効率的な利用に向けた取り組みを進め、社会全体の環境への負荷を軽減していくことも重要であると考えます。

新年は、新たなチャレンジや目標を掲げる好機でもあります。高圧ガスの分野においても、革新的なアプローチや技術の導入によって、未来の可能性を広げていくことが期待されます。

当協会は、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、販売、輸送ならびに容器および機器の製造、取扱いに関して、関係行政官公庁と密接な連携を保つとともに、会員相互の連絡を密にし、災害の未然防止について、必要な事業を行い、企業の健全な発展と公共の安全を確保する、目的を果たすため、活動を進めてまいります。会員各社様におかれましては、自主保安を基本として、機器、施設、設備ならびに各種の基準類について、日々の点検や管理を確実に実施することによって、安心かつ安全な事業活動を継続いただきますようお願い申し上げます。

あらためて、会員各社様のご繁栄と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

2024 年元旦

新春を迎えて



愛知県知事

大村 秀章

あけましておめでとうございます。

新たな年が、県民の皆様にとりまして素晴らしい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、アフターコロナへの動きが加速する中、安心な日常生活を取り戻し、社会経済活動を回すための取組をオール愛知一丸となって進めてまいりました。

そうした中、昨年は、新たに「もののけの里」が開園した「ジブリパーク」を始め、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」や「愛知国際アリーナ」の整備を着実に推進するとともに、2026年の愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に向けた準備をしっかりと進め、愛知を更なる「飛躍」へと導く1年とすることができました。

また、国に先駆けて取り組んだ「少子化対策パッケージ」や、本県独自の「休み方改革プロジェクト」など、時代の流れを見極めながら、愛知が「ファースト・ペンギン」となり、様々な取組に果敢にチャレンジした1年でもありました。

世界は、グローバル化やデジタル化の加速度的な進展、SDGs 実現に向けた潮流など、大きく変化をしています。こうした変化に的確に対応し、将来にわたり、愛知が成長を続けていくためには、何より、愛知を支える「人づくり」が重要となります。

今年も、日本の未来を形づくるビッグプロジェクトを着実に進めるとともに、新時代を担う人材の育成・発掘に力を注ぎ、「日本一元気なあいち」の実現を目指してまいります。

今年3月には、ジブリパーク最大のエリアである「魔女の谷」が開園し、フルオープンを迎えます。また、10月には、「STATION Ai」がいよいよ開業します。世界中から、最先端の技術・サービス、人材を愛知に呼び込み、新たなイノベーションを次々と創出することで、更に人材が育ち集まってくる、そうした人材の好循環を生みだし、更なる愛知の成長につなげてまいります。

もちろん、こうした取組とあわせ、社会インフラ整備や農林水産業の振興、教育、女性の活躍、医療・福祉、感染症対策、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の皆様のご生活と社会福祉の向上にも力を注いでまいります。

引き続き、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる「日本一住みやすい愛知」、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛知」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

2024年元旦



新春を迎えて

名古屋市長

河村 たかし

“世界に誇れるマチ、一人の子どもも死なせないマチ、ナゴヤ”

あけましておめでとうございます。年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

まずは、市民の皆様が心待ちにされていると思いますが、消費喚起と地域経済の活性化を図るべく、今年も「プレミアム商品券」を発行いたします。今回で3回目、買物還元総額200億円の実現であります。「プレミアム商品券、市民税減税、コロナ禍の融資」の総額1兆円を超える取組みを基に、さらにナゴヤの経済を盛り上げてまいります。

さて、昨年10月に杭州アジア・アジアパラ競技大会が閉幕し、いよいよ愛知・名古屋大会の開幕まで残り3年を切りました。令和8年の開催に向けて、愛知県及び大会組織委員会と共同し、着実に準備を進めてまいります。また、その後にはリニア中央新幹線の開業が控えており、ナゴヤがより一層世界に開かれ、魅力あふれる都市となる絶好の機会であります。コロナ禍が明けて観光需要・インバウンドが高まっている今だからこそ、ソフト・ハード面での投資を積極的に行い、ナゴヤを盛り立ててまいります。

その上でも、名古屋城木造天守復元事業は、ナゴヤにとって大きなミッションであります。昭和5年に城郭として国宝第1号に指定された名古屋城は、古写真、昭和実測図などの史資料が残されており、歴史的建造物の再現の中でも十分な根拠による蓋然性の高い復元が可能な唯一無二の城であります。昨年は名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、当日、参加されていた一部市民の方から他の参加者の方に対して、差別発言があり、私をはじめ、その場にいた職員の対応等が問われております。現在、検証委員会にて市民討論会当日の検証がされておりますが、しっかりと市民討論会当日の出来事に向き合い、私をはじめとした職員の人権意識の向上に努めます。その上で、できるだけ多くの市民の皆様へ説明し、ご理解を得られるように努め、名古屋城木造天守復元事業を進められるよう、邁進してまいります。

そして、令和6年度からキャリア教育の時間を「キャリアタイム」と名付け、学校全体で充実を図っていきます。「ナゴヤキャリアタイムサポーター」として、企業・団体・大学等にご協力いただき、子どもたちに仕事の内容や働く人の思い等を知る機会を様々な形で提供してまいります。私としましても、子どもたちが、自分の好きなことを見つけ、人生の多様な選択肢の中で自分らしい生き方を実現できるよう、そのための機会づくりに全力で応援をし、「一人の子どもも死なせないマチ ナゴヤ」を実現するとともに、世界の産業をリードしていくといった夢や希望に満ち溢れた人材を創出すべく尽力します。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

令和6年元旦

○●○令和5年度 愛知県高圧ガス移動防災講習会○●○

日 時 令和5年9月26日(火)13:30～15:30

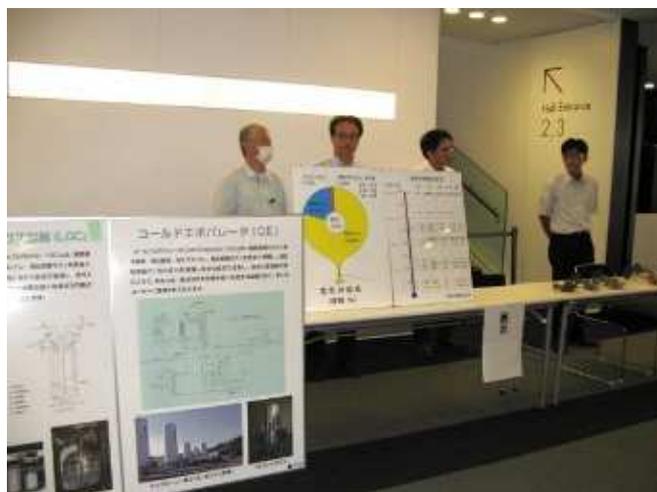
場 所 愛知県産業労働センター大ホール

主 催 愛知県、愛知県高圧ガス地域防災協議会

高圧ガス輸送中の重大事故が頻発したことから昭和46年に高圧ガス保安法が改正され、各県で高圧ガス地域防災協議会が組織されて高圧ガス移動防災訓練が始まりました。

愛知県においては、当協会と愛知県LPガス協会とで協議会を設立し、昭和55年から毎年、高圧ガス移動防災訓練を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて令和2,3年度の2回は中止となり、令和4年度には久しぶりの実地訓練を行うことができました。その間に訓練の意義を問う声があったことなどから、過去の経緯を知る講師が現役のうちに、関係者に訓練の目的を再認識していただく必要があると考え、令和5年度移動防災訓練は例年の実地訓練に代えて移動防災講習会とすることになりました。

- 1 主催（愛知県、愛知県高圧ガス地域防災協議会）
- 2 開催日時（令和5年9月26日（火）午後1時30分から午後3時30分まで）
- 3 開催場所（愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）大ホール）
- 4 内容
 - （1）主催者あいさつ（地域防；後藤会長、愛知県；木村防災安全局長）
 - （2）防災事業所を要とした高圧ガス移動防災体制（安全協会；宮地 義博 氏）
 - （3）引火爆発に関する安全講習（東レ株式会社；安藤 新悟 氏）
 - （4）LP ガス容器積載車両の事説（愛知県防災安全局・産業保安室；岩田主任）他に、CE委員会によるパネルおよびバルブカットモデルの展示がありました。



CE委員会によるロビー展示

講習会には、270名の参加者が集まり、まず主催者側から後藤会長による開会の辞、続いて愛知県の木村防災安全局長による挨拶で講習会が始まりました。



後藤会長



木村局長



270名の受講者



宮地講師 講習スライド例 →



東レ株式会社；安藤講師



愛知県 産業保安室；岩田主任

※ 移動防災講習会の資料(一部抜粋)が愛知県のHPで公開されています。

<https://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/other-idoubousai.html>

○●○令和5年度 富山県高圧ガス移動防災訓練見学○●○

日 時 令和5年10月13日(金)13:30～15:30

場 所 砺波市砺波総合公園河川敷駐車場

主 催 富山県、富山県高圧ガス地域防災協議会

当協会の運輸部会は愛知県移動防災訓練において訓練1「液化酸素タンクローリ事故発生時の通報及び応急措置訓練」を担当していますが、令和5年度の部会研修会行事として、富山県の移動防災訓練を見学しましたので合わせて報告します。



開会式



液化塩素タンクローリで交通事故発生！ 吸収除害車が出動します。



LPガスの気化ガス燃焼/液燃焼の比較実験



モノシランガスの漏えい/消火訓練(富山県では粉末消火器を使用しています。)



水素ガスの物性展示(透過しやすいため風船がしぼむ)



LP ガス容器積載車両事故想定訓練

当日は天気にも恵まれ、運輸部会員有志の 10 名が見守る中、富山県移動防災訓練が実施されました。愛知県の移動防災訓練と似たところ、異なるところ、多くの気づきがあり、大変参考になりました。

○◆○ 第60回 愛知県高圧ガス保安大会 ○◆○

主 催 者 愛 知 県
名 古 屋 市
愛知県高圧ガス安全協会
(一社)愛知県LPガス協会
愛知県冷凍設備保安協会
(一社)中部冷凍空調設備協会
協 賛 高圧ガス保安協会中部支部

今年度の愛知県高圧ガス保安大会は、10月24日（火）午後1時30分より、関係3官庁からのご来賓と各協会団体の会員事業所からの参加者を集めて、愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）大ホールで開催されました。新型コロナウイルス感染に係る制限が解除されてから初めての保安大会であり、合計217名の参加者を迎えて盛会となりました。

開催に当り主催者を代表して愛知県知事代読・木村防災安全局長の開会挨拶があり、引き続き令和5年度高圧ガス保安関係保安功労者等知事表彰の表彰式が行われました。



壇上の主催者・来賓



木村防災安全局長による開会挨拶

多年に亘り高圧ガスの保安確保に尽力された保安功労者3名に対して、栄えある知事表彰が授与され（当協会関係の受賞者は後記）、受賞者を代表して株式会社加藤熔材の加藤 浩代表取締役社長が謝辞を述べられました。

表彰式終了後、来賓としてご出席頂いた経済産業省中部近畿産業保安監督部保安課長；成瀬庸生様、愛知労働局労働基準部安全課長；濱田 勉様、愛知県警察本部生活安全部保安課長；中村健宏様からご祝辞をいただきました。



㈱加藤熔材 加藤社長による謝辞

大会の締めくくりに保安宣言の唱和があり、愛知県高圧ガス安全協会の丸本悦造会長が代表で発声され、参加者は全員起立して、3年ぶりとなる声を出しての全員唱和を行って、第1部を終了しました。



丸本会長による保安宣言



声を出しての保安宣言唱和

第2部では、「北海道胆振東部地震の製油所被災状況と南海トラフ地震への備え」と題して、出光興産株式会社愛知事業所安全環境室長;江野本信氏による講演が行われました。

講演前半では、2018年に起きた北海道胆振東部地震に対する北海道製油所の備え、緊急対応、復旧の様子を日を追って説明され、その経験を基にした、南海トラフ地震に対する愛知事業所の事業継続計画（BCP）について後半で述べられました。



第二部 江野本氏の講演

愛知県高圧ガス保安大会知事表彰

(当協会分・敬称略)

◎保安功労者

株式会社加藤熔材

(加藤 浩 代表取締役社長)



則武産業保安室長と受賞者で記念撮影

第37回中部高圧ガス保安大会

今年度の中部高圧ガス保安大会は、11月15日（水）名鉄グランドホテルで開催され、高圧ガス保安中部近畿産業保安監督部長表彰の表彰式と記念講演が行われました。当協会での表彰該当者はありませんでした。なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための人数制限がなくなり、当協会からは会長と各部会長など合計10名が参加しました。記念講演会では、防災システム研究所所長；山村武彦氏により、「これからの防災・危機管理～互近所とスマート防災～」と題した講演がありました。



中部高圧ガス保安大会

第60回高圧ガス保安全国大会

今年度の高圧ガス保安全国大会は、10月27日（金）ANAインターコンチネンタルホテル東京で開催され、高圧ガス保安経済産業大臣表彰、高圧ガス保安協会会長表彰の表彰式及び講演会が行われました。当協会会員からは、株式会社松原商店の松原好成氏が保安功労者として、大豊商事株式会社殿が優良販売業者として、それぞれ高圧ガス保安協会会長表彰を授与されました。

◎高圧ガス保安協会会長表彰（当協会分・敬称略）

◎保安功労者

松原好成
株式会社松原商店

◎優良販売者

大豊商事株式会社
（写真は鈴木社長）



〔事業所トップに聞く〕

*** 当社の安全活動について ***



株式会社マルタキ
代表取締役

片岡 靖雄

1. 当社の経営理念

弊社は、1959年に先代の片岡瀧郎が愛知県あま市で創立しました。元は高圧ガスの販売のみでしたが、お客様から各種機械や工具に関するご相談いただくようになり、事業を展開して現在に至ります。

国内で高圧ガスの供給が開始した当初、金属の溶接・切断のために利用されていました。しかし産業界の技術革新に伴い、その用途は大きく拡がり、同時に、工業的な応用をするうえで溶接機械・材料のみならず工作機械や機械工具、測定工具、住宅産業機器や安全保護具に至るまで、多様な機械装置や技術、知識が関連するようになっていきます。弊社は単に機械や材料を販売するだけでなく、お客様の生産活動の全体を見通し、製品それぞれのコストパフォーマンスを考慮して、最適な設備・機器を提案・お届けすることをモットーとしています。そのためにお客様のご要望を引き出し、事業展開のビジョンなどをヒアリングし、生産性や主要な生産物などを考慮して、顧客ニーズに即したご提案をきめ細やかなサービスを提供するよう努めてまいります。

2. 事業所の概要

本社所在地： 愛知県あま市七宝町沖之島九之坪 41 番地

設立： 1959年8月

事業内容： 高圧ガス／工作機械／機械工具／測定工具／住宅産業機器／建設資材／安全保護具／溶接関連商品／土木資材等

取扱ガス： 酸素、液化酸素、窒素、液化窒素、アルゴン、液化アルゴン、液化炭酸ガス、アセチレンガス、液化石油ガス、その他溶接用混合ガス

沿革：

1959年8月	愛知県あま市にて 会社を創業
1989年8月	商号を株式会社マルタキに変更
2014年8月	代表取締役に片岡 靖雄が就任

3. 高圧ガスの保安（安全、防災、環境保全等）に関して

① 保安に対する基本的な理念

高圧ガス保安法遵守に基づき、販売事業所として保安最優先を顧客及び社員に徹底しています。社員の安全指導においては、法律順守は当然のこととしても頭ごなしではなく、ヒアリングを重視して、何に困っているか・より安全にするにはどうしたらよいかという、きめ細かな話し合いを心がけています。

② 安全な職場作りの進め方

日常慣れた作業である、高圧ガス輸送にこそ、ケガや災害の危険が潜んでいるという考えの下、点呼時の安全指導、車輛の始業前・始業後の点検、容器積み下ろし用パワーゲートの動作確認等、定期的な点検に力を入れています。

③ ユーザーに対する安全指導の取り組み

お客様それぞれの生産体制の全体を把握したうえで、より安全な方法のご提案をできるよう心掛けています。

4. 最後に

愛知県高圧ガス協同組合・東海高圧ガス溶材組合連合会の役員として、自社だけでなく会員の皆様、ひいては業界全体の経済的地位向上に向けて、微力ながらも貢献出来たらと考え活動しております。ご協力をよろしくお願いいたします。



運行前点検



社内安全講習会

【事業所訪問】

「植物由来プラスチック製品のリーディングカンパニー」

☆☆☆ リスパック株式会社 ☆☆☆

令和5年11月30日、愛知県高圧ガス安全協会山田事務局長に同行いただき、愛知県犬山市羽黒にある会員事業所の「リスパック株式会社犬山工場」を訪問しました。

同社は、リスのプラスチックグループの一社として、食品包装容器の製造を行ない、製品は全国のスーパー、コンビニエンスストアで販売されている食品に使用されています。シート材から完成品の生産までの一貫生産体制で、多種多様な容器が提供されています。ここで生産される容器は、弱い「力」でもフタが嵌めやすく外れにくい工夫など、独自技術で利便性・機能性が向上され、多くのユーザーに高く評価されています。

また、食品容器のため、衛生管理を最重要管理項目として生産工程に組み込み、安全・安心で豊かな楽しい食生活を送れる社会の実現を目指しています。



リスパック社で生産される食品包装容器（中身はサンプル）

●会社概要

会社名	リスパック株式会社
本社所在地	岐阜県岐阜市神田町9丁目27番地（大岐阜ビル）
設立	1975年（昭和50年）11月4日
資本金	6億3千万円

年商	2022年度 548億円（グループ連結売上高1,135億円）
事業内容	食品包装容器、飲料用カップ、デザート用カップの製造
工場	犬山工場、群馬工場、関東工場、山梨工場
経営理念	企業は一つの生活グループである。全社員がより幸福になるように、企業経営はすべて我々グループの生活の向上を期することが目的である。そして企業を通じて社会に奉仕することである。

●植物由来プラスチックの導入

再生可能な資源を原料として作られる植物由来プラスチックを製品化し、石油資源の温存、大気中のCO2を増加させないなど環境負荷の少ない商品を導入しています。2005年、ポリ乳酸容器製造販売を皮切りに植物由来プラスチックを原料にした容器製造に取り組みました。植物由来プラスチック製品の売上構成比は、2024年春でグリーン比率50%を目標に掲げ、2023年8月の時点では、グリーン比率47%を達成しています。更に関西工場の稼働を開始し、比率を向上させていく予定です。

なお、2022年12月には「日本バイオマス製品推進協議会 第12回普及推進功績賞」を受賞されました。

※グリーン比率とは、『バイオ素材容器+リサイクル素材容器+新たな環境対応素材容器』の売上比率のこと



●安全への取組み（危険体感道場）

過去の痛ましい労災事例を受け、危険体感教育を従業員の必須項目にしています。教育内容は、巻き込まれ体験、高温体験、プレス機体験など工場に潜む危険を実体験できるものが準備されています。これらは、実際の事故事例に基づき危険体感教育の講師が手作りで製作されたものです。お話を聞くと過去の労災事例の多くの場合において、事故の原因が「機器の構造を知らないことに端を発している」とのことです。危険体感教育では、機器の構造を知ることにも注力されておられました。

これらの取り組みの成果もあり、労働災害は、年々減少しています。



エア圧プレス機器の挟まれ体験



巻き込まれ事例機器



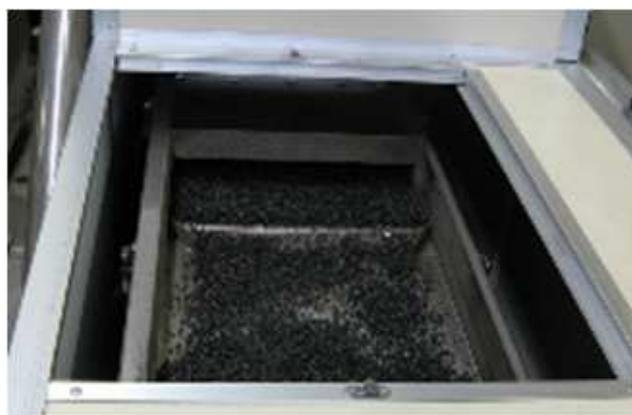
コンベアへ巻き込まれ体験（筆者）

●プラスチック製品のリサイクルへの取り組み

プラスチック製品の成形後に残る端材はもちろん、スーパーなどで回収した容器も集めてリサイクルセンターでリサイクルしています。リサイクルセンターはクリーン度を確保した容器製品工場に影響しないように離れた場所に設置され、回収容器から再生されたプラスチックはパレットなどの産業用資材に生まれ変わります。かねてからスーパーの回収ボックスに集まった食品容器はどこへ行くの？と疑問に思っていたのですが、こうした地道な努力でリサイクルされ、資源の有効活用や廃棄物削減に貢献していることを知り、食品容器を排出するときはきちんと分別して出さなくてはと認識を改める体験でした。



リサイクルセンター



再生後プラスチック

最後になりましたがご多忙中にもかかわらず対応いただきました佐藤様（写真中央）、櫻森様、危険体感道場の和下様には紙面を借りて厚くお礼申し上げます。



（広報部会 濱田 哲郎 記）

家康が生まれた城

☆ ☆ ☆ 岡崎城 ☆ ☆ ☆

去る2023年11月22日（水）に愛知県高圧ガス安全協会山田事務局長に同行いただき、岡崎城を取材してきました。

1. 施設情報

- (1) 所在地 : 愛知県岡崎市康生町 561-1 岡崎公園内
- (2) 利用時間 : 9 時—17 時
- (3) 入館料 : 大人 300 円

2. 岡崎城と徳川家康

岡崎城は戦国時代（1455 年）に西郷頼嗣が明大寺の地に砦を築いたのが始まりとされ、その後、徳川家康の祖父松平清康が矢作川と乙川の合流地点に突き出す竜頭山と呼ばれた現在の地に本拠を移して以来、岡崎城と称されるようになった。

徳川家康はこの岡崎城で生まれ、幼少期を過ごし、多くの伝説を残している。織田家の人質を経て、岡崎城に戻り、ここを三河支配の拠点にした。

家康が関東に移り、関ヶ原の戦い後は歴代の譜代大名が岡崎城主となり、幕末まで存続させたが、明治6年の廃城令により木造天守などは解体された。現在の天守は古写真などを基に1959年に再建されたものである。

(1) 岡崎城の特徴

お堀 : 敵の侵入を許さない曲線状の深い堀

石垣 : 各時代の石垣が混在しており、角石の稜線を削り出し、一直線上に仕上げる「江戸切り」も見られる



(2) 徳川家康生誕の地

龍ヶ井：西郷氏がこの地に城を築いた
おり、井戸から龍が舞い上った
と伝えられる



産湯の井：竹千代誕生の際に使った
産湯を汲んだ井戸



3. 岡崎城天守展示物

1F 天守台心礎・用材
岡崎城を支えた心礎



2F 岡崎城の特徴（城郭模型）、刀剣
岡崎城の特徴がわかる城郭模型、
鎧、刀剣類の展示



鎧、刀剣類はここに写真を載せることができませんが、実物ならではの迫力を感じます。また、天守2Fには、最期の岡崎藩主を勤めた本多家から岡崎市に寄贈されたと伝わる城郭模型があり、往時の大規模な城郭をほうふつとさせます。ぜひ、現地を訪れて実際にご覧ください。

3F 岡崎城下町、伝統産業
城下町模型、八丁味噌



4F 岡崎城シアター
江戸時代の城下町をプロジェクション
マッピングで再現
アイコンを踏むと壁のスクリーンに投
影される美しい映像と音楽を楽しめる



5F 展望室
三河の山河や岡崎城下が望める展望室
八丁味噌発祥の店が見える



4. 最後に

岡崎城は 2023 年 NHK 大河ドラマの舞台として有名になりました。
徳川家康ゆかりの地を巡る観光コースや岡崎市内の寺社を巡る「おかまいり」、岡崎伝統の八丁味噌の蔵など見所もあります。

岡崎市、岡崎城を訪ね、戦国の歴史、大河ドラマの余韻を感じてはいかがでしょうか。



岡崎観光ガイドの会 会長の山本
さんに案内して頂きました



東照公遺訓碑の前で、
宮崎、山田事務局長

以上
(広報部会 宮崎 記)

〔随筆〕

・❖・❖・❖・和菓子シリーズ（２）和菓子あれこれ・❖・❖・❖・

（元）KHK中部支部

宮地義博

会報第151号では和菓子歳時記と歴史のお話をさせていただきましたが、お話はもう少しあります。今回は和菓子シリーズ（２）として、「和菓子あれこれ」と題して面白い和菓子に接して頂ければと思っております。

まずは、おかしいなと感じて頂くこと

- ・ 饅頭には、なぜ『頭』と書かれるのか？
- ・ 羊羹は、なぜ『羊』なの？
- ・ 落雁は、なぜ『落ちる』？
- ・ もなかは、なぜ『最中』？
- ・ みたらし団子が、なぜ『御手洗』なのか？
- ・ 大納言小豆が、なぜ『大納言』なのか？
- ・ 小倉あんは、なぜ『小倉』と言う餡子なのか？
- ・ どら焼きは、なぜ『銅鑼』なのか？
- ・ ぜんざいは、なぜ『善哉』なの？
- ・ 丁稚ようかんは、なぜ『丁稚』？
- ・ 和三盆糖の『三盆』は何のこと？
- ・ 羽二重餅の、『羽二重』って何？
- ・ ういろうは、なぜ『外郎』なの？
- ・ ハッ橋は、橋ではなくて本当は『琴』ではないの？
- ・ きんつばは、刀の鍔を模ったお菓子ですが、最初は「ぎんつば」だったって？
- ・ 全国の温泉饅頭が、なぜ『茶色』ばかりなのか？
- ・ 栗きんとんの『きんとん』って何？ 孫悟空と関係ないの～

お茶の間でお菓子が出てきたら、何故かと問いかけると面白いかも。答えはインターネットで検索してください。諸説あって説明していると「嫌なおっさん」と思われる事もちよくちよくありますので注意してください。

日本三大～何とか(個人的な意見)ですが、和菓子の世界でもあるようです

◎日本三大菓子処

- ・京都府京都市
- ・石川県金沢市
- ・島根県松江市

◎日本三大銘菓(様々な思い込みと組合せで個人差あり?)

- ・『越乃雪』 新潟県長岡市
- ・『長生殿』 石川県金沢市
- ・『鶏卵素麺』 福岡県福岡市
- ・『山川』 島根県松江市

◎日本三大饅頭(歴史的な重みを個人的に)

- ・『志ほせ饅頭』 東京都中央区
- ・『大手まんじゅう』 岡山県岡山市
- ・『薄皮饅頭』 福島県郡山市

◎日本三(四)大ういろ(お土産として?)

- ・『尾張ういろ』 愛知県 うるち米
- ・『山口ういろ』 山口県 わらび粉
- ・『阿波ういろ』 徳島県 和三盆糖使用
- ・『小田原ういろ』 神奈川県 米粉



長生殿



尾張ういろ

お菓子の面白い名前とその由来

『花供曾』(はなくそ)

お釈迦様に花を差し上げると言う意味の『花供御』が転化したもので、京都の真如堂で毎年3月に行われる「涅槃会」において配られるお菓子です。「お釈迦様のはなくそ」をいただくことで無病息災とか穢れを落とすことで、ご利益をいただきます。

『附子』(ぶす)

附子とは、狂言の演目のひとつ。法主様の大事な水飴を、小僧さんたちが留守中に試食と称して食べてしまうストーリー。法主様は留守中大事な水飴が小僧さんに食べられるのを防止するため、水飴を「附子」(毒・ぶす)と言って外出するが、小僧さんは推察して附子を試しに食べてしまいます。京都府左京区岡崎の細見美術館だけにしかありません。

『蘇』(そ)

蘇は、日本最古のチーズ。牛より乳を出し、乳より酪を出し、酪より生蘇を出し、生蘇より熟味を出し、熟味より醍醐を出す。天平時代の上古の香味として珍重されました。しかし、その後は徐々に忘れられてしまいましたが、幸いにしてコロナ禍で再度醍醐味の復活する兆しがあります。

『清浄歓喜団』(せいじょうかんきだん)

唐菓子の一つの団喜。米粉や小麦粉をお供え物用に型取り揚げたもの(団喜・錠子・桂心・梅枝・桃枝・黏臍など)。2012年の大河ドラマ「平清盛」主演松山ケンイチの一場面にも出演。



清浄歓喜団(左)と 餠飴(右)

『餠飴』(ぶと)

神饌菓子果餅14種の中の1種。米粉や小麦粉を餃子のような形にしたお供え物用に揚げたもの。

『蓬が鳴』(よもがしま)

饅頭の中に又饅頭が、通常の饅頭の10倍450g。不老不死の仙人が住む山(蓬莱山)をイメージした縁起物。1号～3号では中に5つ。5号では中に7つも子供の饅頭が出現します。

文政10年(1827年)には、第百十九代光格天皇から水野忠邦に下賜されたことも、その中には50個の小饅頭が出てきたとか。「子持ちまんじゅう」として結婚式や出産祝いに贈られるようです。

『糊こぼし』(のりこぼし)

東大寺の開山堂に咲く椿に因んだ名前。3月1日～14日にかけて行われる修二会、お水取りの時期に合わせて作られます。奈良のお菓子屋さんでは、一斉に“椿”の模した派手な菓子が店頭並びます。しかし、各々のお店で名前は異なりますので注意して下さい。その名は『南無観椿』『二月堂椿』『御堂椿』『良弁椿』『修二会の椿』『参籠椿』そして『糊こぼし』

『西湖』(せいこ)

蓮根菓子。蓮の花が咲き誇る中国杭州の景勝地「西湖」に因んだお菓子。夏場でも美味しく食べられる繊細な味で、笹の葉二枚で挟んであるので笹の香も。

『志古羅ん』(しころん)

太閤秀吉が上京する際、木曾川畔に休憩の折この菓子を賞味され「その形兜の鍔(しころ)に似てその香蘭の如し、街道一の銘菓なり」と仰せられ「しころん」と名付けました。

“芸術品”を創り出すアーティスト

材料が整うと職人さんの腕の見せ所。いろいろな四季の花や風物、キャラクターをつくっていくことが技量を問われることとなります。大量生産になると木型を使用しますが、彩りや配分で和菓子の嗜好・雰囲気味わって貰うのも必要になるので同じ材料でも季節折々雰囲気を感じさせるのも腕の見せ所です。使う道具は、押し棒や三角へら・竹串と裏漉し用の篩や細工鉋といったどこにでもありそうな道具で芸術品を作りだします。それも同じ大きさ・同じ色合いで作っていきませんが、自分で作ると同じものを作ることの難しさがよく分かります。

和菓子を“包む”

和菓子を箱詰めして乾燥剤で長持ちさせるように工夫されて販売されますが、最近ではプラスチック製パックが多いようです。古い人間としては「竹の皮」で包んであるとちょっと嬉しい感じがします。

餅などは、塩漬けされた「葉っぱ」で包んだものが好きです。桜の葉・柏の葉・笹の葉・茅(ちがや)の葉などがよく知られていますが、山帰来(さんきら・猿取茨・サルトリイバラ・サンキライ)の葉で包んだ江南の「餡麩三崋羅」や長浜の「がらたて」・宇治の「さんきら団子」・滋賀の「がらたて餅」「ぼんがら餅」・松坂の「がらたち餅」・「いばら饅頭」、みょうがの葉で包んだ美濃の「みょうがぼち」「みょうがぼち」大葉で包んだ「梅しそ餅」、源氏物語『若菜上』に因んだ椿の葉で包んだ「椿餅」もいいですね。



餡麩三崋羅



みょうがぼち

和菓子の“分け方”

和菓子の種類として上生菓子・朝生菓子(朝生・あさなま)・干菓子があり、その他は駄菓子になります。和菓子処の金沢などは「朝生」と言っただけの数で朝購入して三時のおやつ時までに食べてしまい、毎日同じようにお店屋さん行く日課になっているようです。

お茶席では、「濃茶」のときは“おも菓子”「薄茶・おうす」のときは“干菓子”製造法からは「餅もの」「蒸しもの」「焼きもの」「流しもの」「練りもの」「揚げもの」、干菓子の場合は「打ちもの」「押しもの」「掛けもの」「焼きもの」「飴もの」など。

“練り切り”と“こなし”

季節の芸術品を創る素材に、“練り切り”と“こなし”があります。

『練り切り』は、主に関東方面で多用される素材で「白こし餡」に求肥や山芋などを入れて火にかけてしっかりと切るように練り上げることから“練り切り”と言われています。

『こなし』は、主に関西でよく使われていますが「白こし餡」に小麦粉や上新粉を混ぜ合わせ蒸しあげ、熱いうちに砂糖などを混ぜ、固さを調整しながら揉みこなすことから“こなし”と言います。

(筆者の) 日本三大～何とか第二段

(筆者の個人的な意見)ですが、秋の栗があります。

栗は、秋の和菓子を彩る大切な要素で、日本三大生産地は組合せで色々発表されています。輸入栗も相当量確保されていますが、やはり和栗が品質としては貴重です。

◎日本三大「和栗」

- ・岐阜県 中津川の栗
- ・長野県 小布施栗
- ・京都府 丹波栗（京都府中部，兵庫県東辺一部，大阪府北辺一部）

◎各県の年間生産量(平成28年度) 全国生産量 16,500t

- 1位 茨城県 岩間の栗 (3,740 t)
- 2位 熊本県 (2,140 t)
- 3位 愛媛県 中山栗 宇和島栗 (1,700 t)
- 4位 岐阜県 中津川の栗 (744 t)
- 5位 宮崎県 須木栗 紀美野栗 (675 t)
- 12位 兵庫県 三田栗 (339 t)

最近では、洋菓子の「モンブラン」も最高ですが、カキ氷モンブランも夏場はいいものです。

でも、和菓子では、『栗羽二重』『栗蒸しきんつば』『栗すだれ』『栗きんとん』『栗蒸し羊羹』などたまりません。『栗きんとん』は自作しますが割と簡単に出来ますよ。



自作の栗きんとん

近くに行ったら参考までに～

伊勢(神宮)餅街道

- ①赤福餅 ②二軒茶屋餅 ③へんば餅 ④太閤出世餅 ⑤神代餅 ⑥岩戸餅 ⑦さわ餅
- ⑧安永餅 ⑨なが餅 ⑩関の戸 ⑪志ら玉 ⑫おきん餅

- | | | | |
|--------------|-----------|--------------|---------|
| ○ 北海道神社(北海道) | 判官さま | ○ 北野天満宮(京都) | 栗餅 |
| ○ 鹽竈神社(宮城) | 志ほかま | ○ 御霊神社(京都) | 唐板煎餅 |
| ○ 南湖神社(福島) | 南湖だんご | ○ 多賀大社(滋賀) | 糸切り餅 |
| ○ 明治神宮(東京) | あんこクロワッサン | ○ 吉備津彦神社(岡山) | 彦団子 |
| ○ 鶴岡八幡宮(神奈川) | 麩焼煎餅 | ○ 春日神社(徳島) | 瀧の焼餅 |
| ○ 彌彦神社(新潟) | 玉兎 | ○ 大宰府天満宮(福岡) | 梅ヶ枝餅 |
| ○ 日枝神社(富山) | 朔日饅頭 | ○ 宮地嶽神社(福岡) | 松ヶ枝餅 |
| ○ 柴田神社(福井) | 羽二重餅 | ○ 祐徳稲荷神社(佐賀) | 押し出し糸切り |
| ○ 菅原神社(石川) | 栢野の大杉草団子 | ○ 宇佐八幡宮(大分) | やせうま |
| ○ 諏訪大社(長野) | 塩羊羹 | ○ 鵜戸神社(宮崎) | 運だめし |
| ○ 三嶋大社(静岡) | 福太郎 | ○ 霧島神宮(鹿児島) | 銚餅 |
| ○ 石清水八幡宮(京都) | 走井餅 | ○ 赤穂城(兵庫) | しほみ饅頭 |
| ○ 今宮神社(京都) | 阿ぶり餅 | ○ 郡山城(奈良) | 御城之口餅 |
| | | ○ 当麻寺(奈良) | 中将餅 |

こんなものも面白い



- ・ 芸術品のお萩
おはぎの上にあんこで作った
お花をアレンジ



- ・ 飲んだ後は割ってお菓子
として食べられる (抹茶器)



- ・ 名前を知って！洲濱（すはま）

締め括りに、「まんじゅう怖い」や「外郎売り」を御存知の方はその道に精通された方かなと？

〔保安関連情報〕

事故件数の推移（全国、平成元年～令和4年）

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室作成の掲題の資料を紹介します。
 経済産業省ホームページにおいて公開されている、「高圧ガス事故件数の推移」、「人身事故件数及び死傷者数の推移」、「令和4年の重大事故（死亡事故）」、及び「事故の原因分析」などを抜き出したものです。

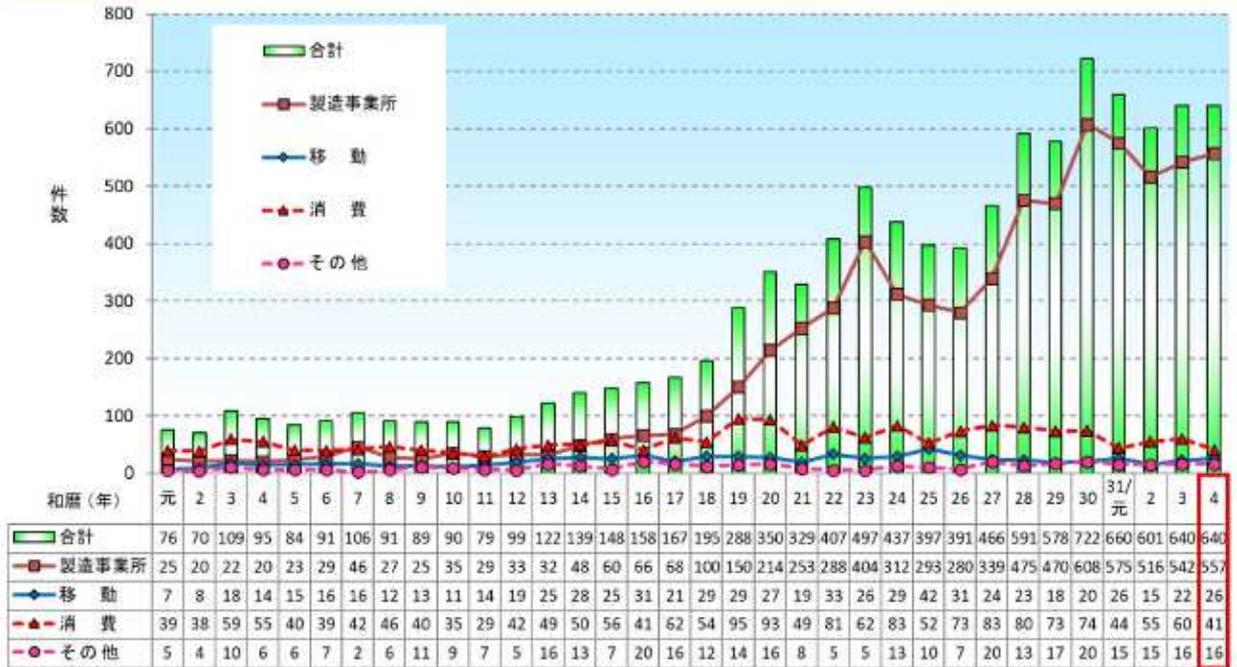
(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/pdf/025_01_00.pdf)

なお、重大事故：.LP ガス容器積載車両の事故に関する「例示基準の見直し」については同小委員会で資料7の改正案が公開されています。

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/pdf/025_07_00.pdf)

高圧ガス事故全体の件数推移

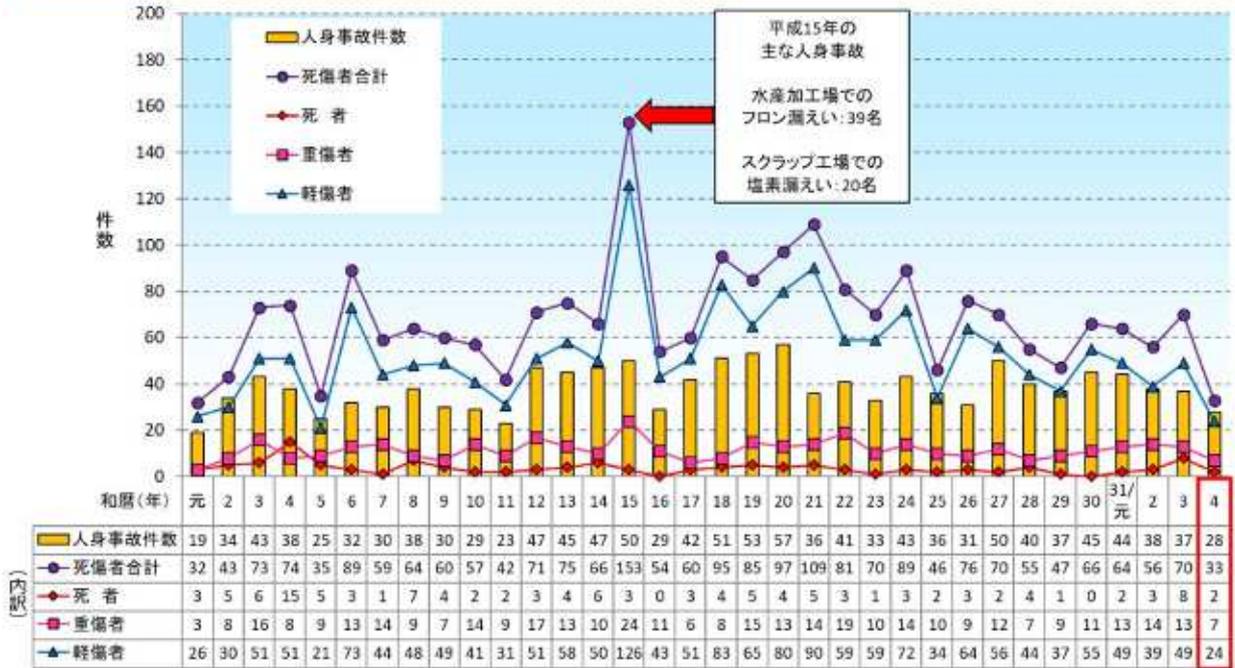
- 令和4年の全体の事故件数は640件となり、前年より増減なし。
- 高圧ガス事故の多くは、製造事業所（主に冷凍事業所）において発生。



(出典:第25回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会資料より)

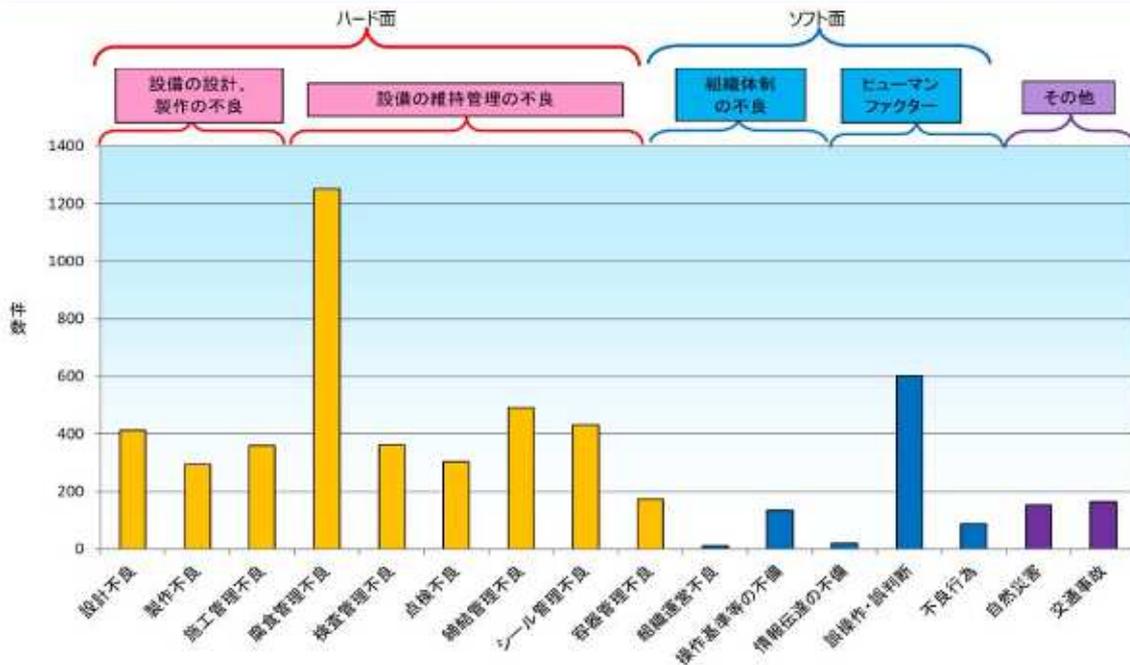
人身事故件数及び死傷者数の推移

- 人身事故件数は、毎年一定程度発生しているが、近年は**人為的なミスに起因するものが多い**。
- 令和4年の死者数は**2名**（詳細は別途説明）。



事故の原因分析

- ハード面での問題は腐食管理不良、ソフト面では誤操作・誤判断が多い。
- これらは、設備の老朽化による維持管理不足、人材不足、技術伝承の問題が大きく影響していると考えられる。



令和4年の重大事故（死亡事故）

1. 入槽作業中の転落事故

- 日時：2022年4月4日
- 県名：三重県
- 事故区分：製造所（コンビ）一種
- 事象：その他
- 事故原因：その他（高所からの転落）
- 概要：

定期修理期間中の高圧ガス設備である反応器において、上部マンホール復旧前の槽内最終確認を終えたため、協力会社が設置していた縄梯子を使用して槽外に出ようと上昇中、約10mの高さから墜落した。

直ちに協会社社員、製造所課員が入槽し救助活動を行い、約50分後槽外に搬出されたが、心肺停止の状態であり、その後死亡が確認された。

作業員がガス設備内に入るときの危険を防止するための措置が講じられていなかった。
- 対応：

2022年7月、三重県内のコンビナート事業所各社に対し、危険の事前評価を行った上で、適切な保護具を確実に着用するなど、危険を防止するための措置を確実に講じるよう注意喚起を実施した。

2. LPガス容器積載車両の事故

- 日時：2022年9月28日
- 県名：愛知県
- 事故区分：移動（液石則）
- 事象：漏えい、爆発
- 事故原因：その他（急ブレーキによる荷崩れ）
- 概要：

高速道路において、多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発。

この事故で、LPガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷する被害が発生した。
- 対応：

2022年10月14日付けで、関係団体に対して、高圧ガス容器を車両に積載して移動する場合は、交通法規を遵守するとともに、充填容器等の転落、転倒等による衝撃を防止するため、容器等を荷台の前方に寄せ、ロープ等を使用して確実に緊縛するなど、高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識した上で、安全な取扱いを行うよう注意喚起。経済産業省のホームページにも掲載。また、例示基準の見直しについて検討中。

資料7

高圧ガス容器積載車両事故を踏まえた例示基準の見直し
【充填容器等の転落、転倒等を防止する措置の改正について（下記は液石則例示基準をベースとしたもの）】

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後（案）欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後（案）欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後（案）欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後（案）	改正前
充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。 1. [略] 2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。 2.1 [略] 2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。 (1) [略] (2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、 <u>車両の荷台の前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木、歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の間隔をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。</u>	充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。 1. [略] 2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。 2.1 [略] 2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。 (1) [略] (2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、 <u>車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイアロープ、荷締め器、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との間に約30cm以上の水平距離を保持するように積載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれか一の措置を講じた場合は、この限りでない。</u>
イ. <u>ロープ、ワイアロープ、ベルトラッシングの荷締め、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との水平距離が約30cm以上であること。</u>	[新設]
ロ. <u>ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、車両の後面に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けること。</u>	イ. <u>充填容器等をロープ等により緊縛した場合であって、車両の後面に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けた場合。</u>
ハ. <u>ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後面の鉄板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。</u>	[新設]

改正後（案）	改正前
<p>二、車両の側板の高さ（側板の上部に補助枠又は補助板に設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。）が積載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の2/3以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後パンパの後面との水平距離が約30cm以上であること。</p> <div data-bbox="383 448 702 604" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図）</p> <p>※（一般則例示基準の場合はこちらの図を挿入）</p> <div data-bbox="383 694 702 851" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="383 873 702 1030" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図）</p>	<p>ロ、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合（充填容器等を立積みする場合であって、側板の上部に補助枠又は補助板を設けた場合を含み、充填容器等を2段以上積み重ねた場合にあつては、その最上段のものの高さの2/3以上の高さとなる場合とする。以下同じ。）であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後パンパの後面との水平距離が約30cm以上である場合</p>

改正後（案）	改正前
<p>ホ、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のパンパを設けること。</p> <p>ヘ、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。</p>	<p>ハ、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のパンパを設けた場合</p> <p>ニ、充填容器等をロープ等により緊縛した場合又は車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入し、確実に固定することができる場合</p>
<p>備考 (1) ロープ等、木枠、止め木、歯止め、角材等は、積載する充填容器等の数量・積み付け方、走行ルートも考慮した発進時・走行中（特に旋回時）・停止時に充填容器等に生じうる慣性力、固縛・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。</p> <p>(2) 固縛・固定は、上記(1)を使用し、緩み等が生じないよう確実に行わなければならない。大小の充填容器等を混載する場合にあつては、とくに急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのないよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。</p> <p>(3) 立積みにした充填容器等の高さについては、合理的。かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあつては、マット等の厚さ分だけ側板の高さを高くすることが必要となる。</p> <p>(4) 積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実に行う必要がある。</p>	<p>[新設]</p>
3. [略]	3. [略]

【法令解説】

「高圧ガス保安法基礎シリーズ」(その7)

「高圧ガス保安法基礎シリーズ」の連載7回目となりました。

これは、高圧ガス保安協会の機関誌「高圧ガス」に2017年(平成29年)8月号から2018年(平成30年)12月号まで17回に亘り掲載されたものであり、高圧ガス保安協会より転載のご許可をいただき、順次掲載しております。

掲載年が少し前であることから、その後の法令改正等内容の変更、補足説明に関する愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室からのコメントを合わせて掲載いたします。

高圧ガス保安法はご承知のように高圧ガスに係る法体系の土台である大変重要な法律です。皆様方におかれましてはご存知の内容とは思いますが、今一度初心に立ち返り再度学ぶことにより、安全且つ適正な高圧ガス業務遂行に少しでもお役に立てていただければ幸いに思うところであります。

今回の転載につきご許可くださいました高圧ガス保安協会様並びにコメントをご寄稿くださいました愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室様に誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

(今月の掲載内容)

- ・ 高圧ガスの貯蔵と消費

高圧ガスの貯蔵と消費



三重県防災対策部 消防・保安課 予防・保安班 専門主幹

中条 孝之

高圧ガスは「貯蔵」して「消費」されることにより、産業や医療をはじめとするさまざまな分野で利用されて、我々の社会活動を支えています。

今回は、高圧ガスの消費と貯蔵の概要について説明します。

高圧ガスの「消費」とは、高圧ガスを燃焼、反応、溶解等により廃棄以外の一定の目的のために減圧弁等単体機器である減圧設備のみにより瞬時に高圧ガスから高圧ガスでない状態へ移行させること及びこれに引き続き生じた高圧ガスではないガスを使用することをいう。

図1のような使用形態が、高圧ガス保安法でいう消費に該当します。

1 高圧ガスの消費とは

高圧ガスの消費については、「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)」に以下のように定義されています。

2 特定高圧ガスの消費

高圧ガス保安法では、高圧ガスの消費に際

(消費の例)

水素ガスを減圧弁で 14.7MPa (高圧ガス) から 0.8MPa (高圧ガスでない状態) に圧力を変化させたのち、バーナーで燃焼させる。

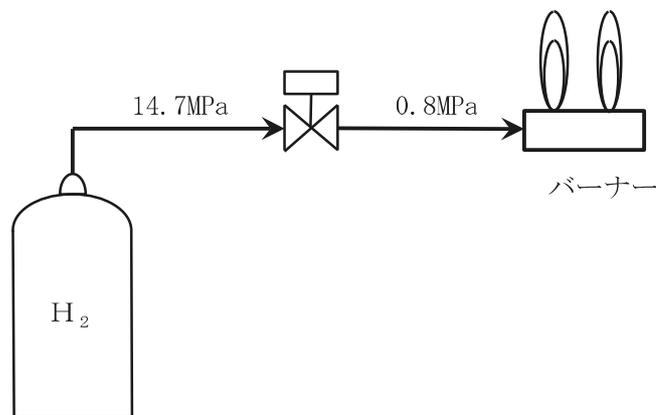


図 1

して災害の発生を防止するために特別の注意を要する高圧ガスを「特定高圧ガス」とし、高圧ガス保安法施行令（以下「政令」という。）第7条に以下のとおり定められています。

政令第7条第1項

モノシラン
ホスフィン
アルシン
ジボラン
セレン化水素
モノゲルマン
ジシラン

※一般高圧ガス保安規則（以下「一般規則」という。）第2条第3号で特殊高圧ガスと定義されている。

政令第7条第2項

圧縮水素
圧縮天然ガス
液化酸素
液化アンモニア
液化石油ガス
液化塩素

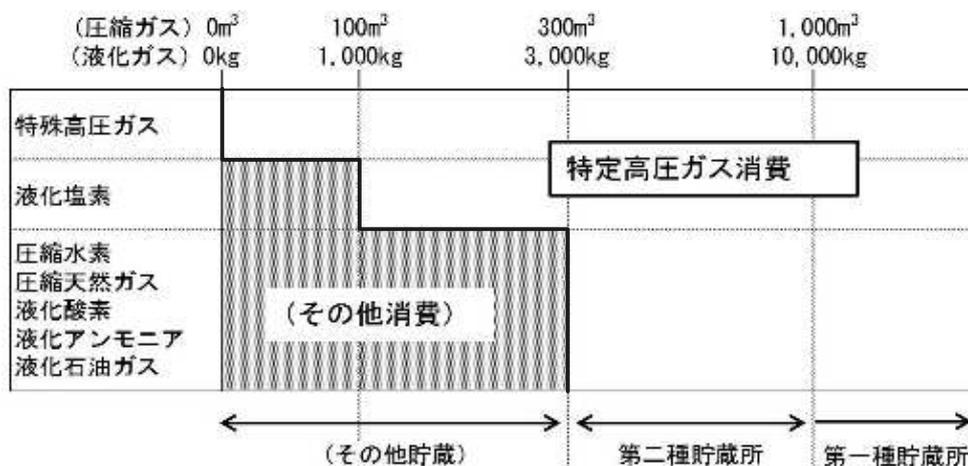
また、以下の者が「特定高圧ガスを消費する者」と定められており、事業所ごとに消費開始の20日前までに都道府県知事に届け出る必要があります（法第24条の2）。

- 政令第7条第1項に掲げる高圧ガスを消費する者（貯蔵量の裾切りなし）
- 政令第7条第2項に掲げる高圧ガスを他事業所から導管により供給を受けて消費する者
- 政令第7条第2項に掲げる高圧ガスを一定量以上貯蔵して消費する者

圧縮水素	300 m ³
圧縮天然ガス	300 m ³
液化酸素	3,000 kg
液化アンモニア	3,000 kg
液化石油ガス	3,000 kg
	(一部 10,000 kg)
液化塩素	1,000 kg

特定高圧ガスの種類と特定高圧ガスを消費する者（特定高圧ガス消費者）との関係を取りまとめたものが、図2になります。

ただし、事業所において液化石油ガスを消



※特殊高圧ガス：モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン

図2

費する場合は、その消費の用途及び貯蔵量により適用される法令が異なります。

事業所において液化石油ガスを冷暖房用、飲食物の調理用、風呂等の湯沸し用を使用する場合、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第2条第2項の「一般消費者等」に該当します。この場合、液化石油ガスの貯蔵量が10,000 kg未満の場合は液石法の供給設備又は特定供給設備ですが、液化石油ガスの貯蔵量が10,000 kg以上の場合は高圧ガス保安法の特定高圧ガス消費者となります（政令第7条第2項）。

一般的に、液化石油ガスを冷暖房用や飲食物の調理用に消費する場合は、液石法が適用され高圧ガス保安法は適用されないと思いますが、貯蔵量によっては液石法ではなく高圧ガス保安法が適用されますので、注意が必要です。

3 特定高圧ガスの消費施設と貯蔵

導管により特定高圧ガスの供給を受け消費する場合を除き、特定高圧ガス消費者は特定高圧ガスを貯蔵していますので、その貯蔵量によって第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の設置に係る手続きが必要となります。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア及び液化石油ガスの特定高圧ガス

消費者は、300 m³又は3,000 kg以上の高圧ガスを貯蔵していますので、特定高圧ガスの消費の届出及び第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の設置の手続きが必要です（図2及び図3）。

特殊高圧ガス又は液化塩素の場合、300 m³又は3,000 kg未満の貯蔵量であっても特定高圧ガス消費者となる場合がありますので、この場合は特定高圧ガスの消費の届出のみとなりますが、他の高圧ガスも併せて貯蔵し、その合算した貯蔵量が300 m³又は3,000 kg以上となる場合は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の設置の手続きが必要です。

4 用語等

特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準については、一般則第55条及び液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第53条に定められています。

技術上の基準の詳細については関係条文をご覧いただくことにして省略しますが、これらの条文の各号に記載されている基準を理解するためには条文中に使われている用語の意味を知っておく必要があります。

特に、次の用語については重要ですので注意してください。

貯蔵設備：高圧ガスを貯蔵する容器又は貯槽

貯蔵設備等：貯蔵設備、導管及び減圧設備



図3

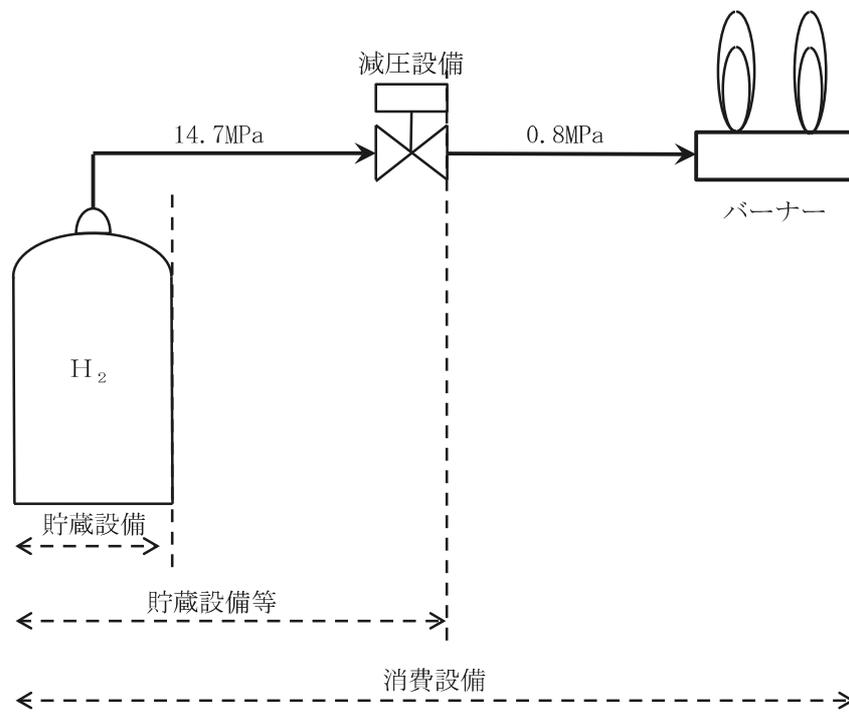


図 4

- 並びにこれらの間の配管
- 消費設備：特定高圧ガスを消費するための設備（貯蔵設備等，消費するガスが通る部分の設備）
- 消費施設：消費設備，ガス検知器，散水設備，建屋，事務所等

図 4 に水素を消費する場合を例に，貯蔵設備，貯蔵設備等，消費設備の範囲を図示しました（消費施設については省略）。

一般則第 55 条及び液石則第 53 条に定められている技術上の基準には，これらの用語が随所に記載されていますので，図 4 を参考に実際の消費設備の技術上の基準の適合状況を確認してください。

5 消費設備の基準と貯蔵の基準

特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準については一般則第 55 条及び液石則第 53 条

に，貯蔵の技術上の基準については一般則第 18 条，第 21 条から第 23 条及び第 26 条，並びに液石則第 19 条，第 22 条から第 24 条及び第 27 条に定められています。

事業所における消費設備について，これらの条文の各号に記載されている基準についてその適合状況をすべて確認する必要がありますが，以下の事項については特に注意して確認してください。

- 静電気を除去する措置
静電気を除去する措置を講じる必要があるのは消費設備です。高圧ガスが通る部分（貯蔵設備等）だけではありません。（一般則第 55 条第 1 項第 25 号，液石則第 53 条第 1 項第 12 号）
- ガス検知器の設置
ガス検知器は消費施設に設置する必要があります。高圧ガスが通る部分（貯蔵設備等）の周辺だけではありません。

(一般則第 55 条第 1 項第 26 号, 液石則第 53 条第 1 項第 5 号)

• 防消火設備の設置

防消火設備は消費施設(液化塩素に係るものを除く。)に対して設置する必要があります。高圧ガスが通る部分(貯蔵設備等)に対してだけではありません。

また, 貯蔵の技術上の基準には防火設備の設置の規定はありませんが, 特定高圧ガスの消費については, 容器を含む貯蔵設備等に対して防火設備を設置する必要

があります。

(一般則第 55 条第 1 項第 27 号, 液石則第 53 条第 1 項第 13 号)

6 定期自主検査

第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所には定期自主検査が義務付けられていませんが, 特定高圧ガス消費者は定期自主検査の実施が義務付けられています。高圧ガス製造者と同様, 1 年に 1 回以上の実施が必要です。

中条孝之(ちゅうじょう たかゆき)



©MPC

【愛知県高圧ガス安全協会広報誌「会報」へのコメント】

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

第8回	記事内容のポイント						
高圧ガスの貯蔵と消費	<p>2 特定高圧ガスの消費</p> <p>記事にもありますが、液化石油ガスの消費について、以下に該当する場合は、特定高圧ガスの消費となりますのでご注意ください。</p> <table border="1" data-bbox="368 539 1129 689"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 539 695 591">貯蔵量</th> <th data-bbox="695 539 1129 591">用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 591 695 642">3,000kg以上</td> <td data-bbox="695 591 1129 642">一般消費者等以外の用途</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 642 695 689">10,000kg以上</td> <td data-bbox="695 642 1129 689">一般消費者等の用途</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高圧ガス消費の規制(まとめ)</p> <p>以下のとおり規制がかかりますので、法令遵守の徹底をお願いいたします。</p> <p>◎特定高圧ガスの消費に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定高圧ガス消費の届出【法第24条の2第1項】 消費開始の20日前までに ・取扱主任者の選解任の届出【法第28条第3項】 ・従事者への保安教育の実施【法第27条第4項】 ・技術上の基準の遵守、維持【法第24条の3】 ・定期自主検査の実施、記録、保存【法第35条の2】 <p>◎その他の消費に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術上の基準の遵守、維持【法第24条の5】 	貯蔵量	用途	3,000kg以上	一般消費者等以外の用途	10,000kg以上	一般消費者等の用途
貯蔵量	用途						
3,000kg以上	一般消費者等以外の用途						
10,000kg以上	一般消費者等の用途						

「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」について

富山県高圧ガス安全協会作成の「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」の転載6回目です。「ヒヤリ・ハットとは」の説明は繰り返しませんので、会報第150号の第38ページをご参照ください。今回は、事例集の第11、12件目の事例を抜き出して掲載しました。

なお、各事例の見方について、富山県高圧ガス安全協会により、以下の注意書きがありましたので、掲載します。

・右肩部には、以下の分類による区分を標記しています。

＜状 況＞ 運転時、受入作業時、充てん作業時、点検修理時、運転開始時、消費時、運搬時、その他

＜主な原因＞ 認知確認ミス、誤操作、誤判断、作業基準不備、教育不備、情報提供不備、劣化・腐食、点検不良、整備不良、設計不良、製作上欠陥、材質不良、検査不良、外部衝撃、施工不良、指揮命令不備

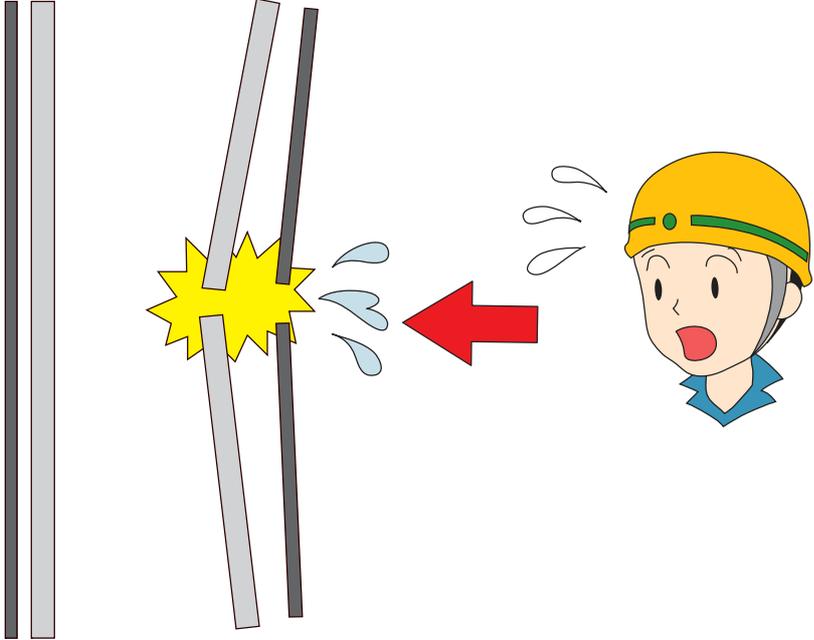
＜設 備＞ ポンプ・圧縮機、反応槽、貯槽、CE、気化器、配管系、容器、計装、計量、防消火設備、除害装置、スタンド、その他

・各事例は、「概要」、「想定事故」、「概略図」、「原因」、「対策」の項目順にまとめています。

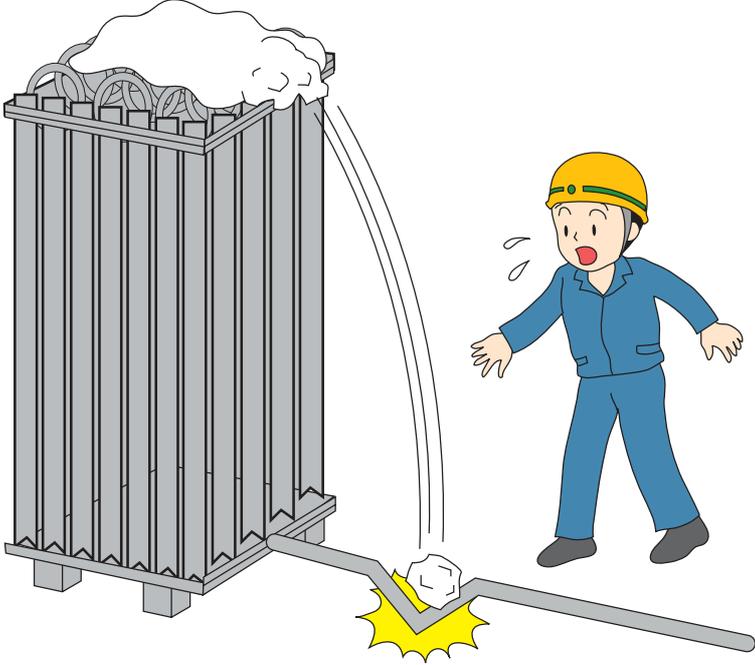
転載の許可をいただきました富山県高圧ガス安全協会にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。



【事例11】 外面腐食による内面ライニングの剥離

<p>概要</p>	<p>プラントの運転中、塩酸取扱機器（鋼板製）の内面ガラスライニングが剥離し、鋼板を腐食して塩酸が漏えいした。</p>
<p>想定事故</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被液による作業員の薬傷 ・排水系統を通じて公共用水域へ流出
<p>概略図</p>	
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼板外面の腐食の影響で内面ガラスライニングが剥離し、塩酸がさらに鋼板の腐食を進行させた。 ・塩酸取扱機器の外面の腐食防止措置が不十分であった。
<p>対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内面ガラスライニング機器の腐食防止のため、外面塗装の徹底を図る。 ・外面腐食状況を定期的に点検する。

【事例12】 氷塊による送ガス蒸発器出口配管の損傷

<p>概要</p>	<p>液化窒素CEの送ガス蒸発器の出口配管が、冬季の低温により蒸発器に発生した氷塊の落下によって折れ曲がり、変形した。</p>
<p>想定事故</p>	<p>配管の破損による窒素ガスの漏えい</p>
<p>概略図</p>	
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸発器に付着した霜や氷塊を水で溶かしていた際、氷塊の一部が配管上に落下した。 ・ 氷塊の落下について、危険予知（KY）ができなかった。
<p>対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管に損傷防止用のサポートカバーを設置する。 ・ 作業前KYの実施を徹底する。

[愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室からのお知らせ]

☆☆令和5年度高圧ガス保安講習会について☆☆

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室は、高圧ガスの保安確保を図るため、第一種製造者(一般則、液石則及びコンビ則)等を対象とした保安講習会を下記のとおり実施します。

記

<会場開催>

日 時	令和6年3月5日(火) 午後1時30分から
場 所	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)大ホール 名古屋市中村区名駅4丁目4-38
内 容	令和5年度中に実施した保安検査の結果及び高圧ガスに係る事故の発生状況等について

<動画配信等> (予定)

日 時	令和6年3月5日(火) 午後1時30分から動画中継
内 容	同上

☆☆令和6年度高圧ガス保安検査について☆☆

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室より、例年第一種製造者(一般則、液石則及びコンビ則)の適用を受ける事業所のうち特定施設を有する者であって、コールド・エバポレータのみの特定施設を有する者を除く)へ御案内しております翌年度の保安検査日程につきましては、令和6年2月頃の送付を予定しております。

また、送付時に令和5年度高圧ガス保安講習会開催の御案内もあわせて送付させていただく予定です。

☆☆名古屋市高圧ガス保安講習会の中止について☆☆

毎年開催しております、名古屋市高圧ガス保安講習会については、令和 6 年能登半島地震への対応のため、今年は中止いたします。

なお、法令改正等に伴い「名古屋市からの連絡事項（令和 5 年 2 月）」を変更予定です。変更次第、名古屋市公式ウェブサイトにて公開し、別途ご案内します。

☆☆令和6年度高圧ガス保安検査について☆☆

例年、名古屋市が保安検査を実施する予定の第一種製造者へご案内しております翌年度の保安検査日程につきましては、令和 6 年 2 月中の送付を予定しております。

☆☆電子申請について☆☆

名古屋市消防局では、電子申請への対応を進めています。高圧ガス保安法に関する手続きについては、手数料が必要なものを除き、ほとんどの届出、申請の電子申請が可能です。既に多くの方にご利用いただいています。

電子申請であれば、ご来庁不要で、担当者と予定を合わせる必要もありませんので、ぜひご利用ください。詳細については、名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

URL <https://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000160531.html>

QRコード



[協会事務局だより]

愛知県高圧ガス安全協会の動向

☆ 入会等 (令和5年8月1日～令和5年11月末)

令和5年11月末日現在 会員数435社 (525事業所)

事業所名	区分	所在地名	電話番号
フタバ産業株式会社 知立工場	第一種	〒472-0021 知立市逢妻町道瀬山 110	0566-81-1851

☆ 社名・事業所名・所在地名等の変更

1. 社名・事業所名の変更

新	旧	電話番号
アイシンシロキ株式会社 豊川工場	シロキ工業株式会社 豊川工場	0533-93-4141 (変更なし)
三菱ケミカル株式会社 東海事業所	三菱ケミカル株式会社 愛知事業所	0532-64-2235

☆協会日誌

05/8/1	移動防災講習会打合せ	於：(一社)愛知県LPガス協会
2	事業所訪問	於：新東工業(株)(豊川市)
22	防災事業所通報訓練(第1回)	於：成瀬酸素運輸(株)
24	CE委員会	於：愛知県産業労働センター
24	防災事業所通報訓練(第2回)	於：中電輸送サービス(株)
26	高圧ガス輸送従事者保安講習会	於：名古屋国際会議場
29	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
29	防災事業所通報訓練(第3回)	於：(株)アガガスネットワークサービス
31	防災事業所通報訓練(第4回)	於：中日本マルエス(株)
9/5	防災事業所通報訓練(第5回)	於：安藤運輸(株)
7	防災事業所通報訓練(第6回)	於：(株)丸三運輸
11	移動防災講習会打合せ(会場下見)	於：愛知県産業労働センター
13	コンビナート部会	於：愛知県産業労働センター
20	運輸部会	於：愛知県産業労働センター
26	愛知県高圧ガス移動防災講習会	於：愛知県産業労働センター
27	国家試験直前講習会(丙種化学特別)	於：名古屋国際会議場
10/3	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
12	CE委員会	於：愛知県産業労働センター
13	運輸部会研修会	於：富山県高圧ガス移動防災訓練 見学(砺波市)

19	広報部会	於：web 開催
24	第 60 回愛知県高圧ガス保安大会	於：愛知県産業労働センター
26	令和 5 年度中部高圧ガス保安団体連合会世話人会	於：KHK 中部支部会議室
11/1	コンビナート部会・広報部会合同研修会	於：青山高原ウインドファーム
9	高圧ガス消費事業所保安講習会（第 1 回）	於：名古屋国際会議場
12	令和 5 年度高圧ガス国家試験	於：愛知県内
14	運輸部会訓練反省会他	於：名古屋市中村区
15	令和 5 年度中部高圧ガス保安団体連合会総会	於：名鉄グランドホテル
	第 37 回中部高圧ガス保安大会	於：名鉄グランドホテル
16	水素ガス製造・消費事業所保安講習会	於：愛知県産業労働センター
17	充てん・容器再検査委員会	於：愛知県産業労働センター
21	高圧ガス消費事業所保安講習会（第 2 回）	於：刈谷市産業振興センター
22	施設訪問（広報部会）	於：岡崎城（岡崎市）
30	事業所訪問（広報部会）	於：リスパック（犬山市）

☆☆協会主催の高圧ガス保安講習会の開催報告☆☆

1. 国家試験直前講習会(丙種化学特別)：法令 製造保安責任者試験受験者対象

(受講者数37名)

日時 令和5年9月27日(水)

場所 名古屋国際会議場

内容 高圧ガス保安法及び関連法規解説並びに過去問の解説

(令和6年度は9月25日(水)に開催します。ほかに【よくわかる計算問題の解き方(乙種/丙特)

解説セミナー】も予定します。)

2. 水素ガス製造・消費事業所保安講習会

(受講者数47名 (*うち31名はweb配信で受講))

日時 令和5年11月16日(木)

場所 愛知県産業労働センター 及び zoomによるweb配信

- 内容
- ① 高圧ガス保安法及び関連法規
 - ② DVD「移動防災訓練－水素燃焼実験」
 - ③ 水素の取扱いについて

3. 高圧ガス消費事業所保安講習会

(受講者数205名)

(愛知県高圧ガス協同組合と共催)

日時 令和5年11月9日(木)、21日(火)の2回開催

場所 11/9：名古屋国際会議場、11/21：刈谷市産業振興センター

- 内容
- ① 高圧ガス保安法及び関連法規
 - ② DVD「消費者向け保安講習ビデオ」
 - ③ 「高圧ガス消費者保安講習会テキスト」の解説

当協会会報誌への寄稿を募集しております。

当協会広報部会では、会報誌にシリーズで掲載しております「**私の趣味**」、「**随筆**」に関する寄稿を会員の皆様から募集致します。内容については、特にジャンル等を問いません。字数等を右記に記しますので奮ってご応募いただきますようお願い致します。詳細については、当協会事務局までお問い合わせ下さい。

☎052-485-6619

✉ a-ka@chive.ocn.ne.jp.

<標準的内容>

- ・字数 44字x42行(1頁分程度)の2~4頁程度
- ・掲載写真のスペースも含めた頁数です。
- ・文については、ワードかエクセルで作成いただくようお願いします。
- ・寄稿文には、タイトルを付けていただくようお願いします。

【お知らせ】

◇高圧ガスの国家資格取得を目指す方に。

協会では、高圧ガス製造保安責任者試験の受験者（主に丙種化学特別）を対象に、【法令】に関する補習講習会を毎年実施してまいりましたが、計算問題が苦手だ、正しい解き方を対面授業で学びたいという方のために KHK 中部支部との共催で【よくわかる計算問題の解き方(乙種／丙特)】解説セミナー】を開催することになりました。詳しくは「協会 HP 講習案内」↓でご確認ください。

実施日	講習レベル	会場	受付
5/28	乙種（機械・化学）	I MYビル9階 中会議室	3/26～
6/18	丙種（化学）特別	I MYビル9階 中会議室	3/26～



協会 HP 講習案内

◇高圧ガス従事者の再教育講習の予定（令和5年度分）◇

対象の会員事業所には別途ご案内致しますが、案内がご入用の方は、当協会までお問い合わせください。案内は協会のホームページにもあります。

実施日	講習の種類	会場	受付
2/16	販売事業所保安講習会	名古屋国際会議場	愛知県高圧ガス協同組合 で受付けます。
3/15	第二種製造事業所 (CE設置)保安講習会	愛知県産業労働セン ター 901 会議室	協会 HP 講習案内 ↑にてご確 認ください。

◇令和6年度愛知県高圧ガス安全協会定時総会の予定

令和6年度当協会の定時総会を以下の通り予定しています。

ご多忙とは存じますが、多数ご出席賜りますよう、あらかじめご案内申し上げます。

期 日 令和6年5月22日（水）15時00分開始

場 所 愛知県産業労働センター（5階）小ホール（中村区名駅4-4-38）

内 容 表彰式、議事、講演会

また、総会終了後、受賞者を交えての懇親会を行う予定です。（有料）

◇令和6年度上期 高圧ガス保安協会（KHK）講習・検定の予定について

問合せ先：高圧ガス保安協会教育事業部 電話 03-3436-6102

自動音声流れますのでガイダンスに従って④を選択してください。

現時点で令和6年度の講習・検定の予定が入手出来ておりません。

丙種化学（特別）などの資格講習、高圧ガス保安係員義務講習などほとんどの講習がオンライン化されました。申込みがインターネットでの受付に限定されますのでご注意ください。

インターネットによる受付： KHKのホームページから受付（24時間対応）

KHKのホームページアドレス <https://www.khk.or.jp/> にてご確認ください。

高圧ガス保安協会が発行する講習会開催のご案内もご参照ください。

※オンライン講習についても、講習テキストは従来通り当協会で購入することができます。

特に会員の方は当協会から購入して頂けるようにお願いします。

テキストの購入は当協会ホームページ <http://ankyo-aichi.jp/>

「図書のご案内」ページから、又はFAXでご注文ください。

愛知県高圧ガス安全協会 発行テキスト・図書類の紹介

図 書 名	発行/改訂年	備 考
一般高圧ガスに関する製造許可申請等手続の案内	平成19年	
一般高圧ガスに関する販売事業届等手続の案内	平成22年2月	
高圧ガス消費基準(液化塩素)	平成13年	
高圧ガス消費基準(特殊ガス)	平成22年2月	
高圧ガス消費基準(特殊ガス) 日常点検実施マニュアル	平成27年2月	
毒性ガス消費基準(小口消費事業者用)	平成24年3月	
高圧ガス容器再検査基準	令和元年11月	
CEに関する基準類(規範) (第一種製造事業所)	平成29年2月	
CEに関する基準類 (第二種製造事業所)	平成26年2月	
CE設置事業所における危害予防規程(規範)	平成30年9月	
酸素・アセチレン・炭酸ガスの取扱い方	平成12年	
圧縮空気取扱い方	平成8年	
水素ガスの取扱い方	令和5年11月	令和5年改訂新版
高圧ガス保安講習会テキスト (コールド・エバポレータの取扱い手引き)	令和5年3月	令和5年改訂新版
高圧ガス保安講習会テキスト (酸素・窒素・アルゴン及び炭酸ガスの安全マニュアル)	平成18年2月	
高圧ガス移動監視者等再講習テキスト	令和3年8月	

■ 新版発行

協会長表彰候補者の推薦依頼について

毎年5月に実施される当協会定時総会において、協会長表彰規程にもとづき、第50回協会長表彰を実施致します。

つきましては、下記の「協会長表彰候補者推薦要領」をご参照のうえ、表彰に値する候補者または事業所をご推薦下さい。

なお、選考手続きの関係上、推薦書類は3月1日（金）までに協会事務局着にてご送付下さいますよう併せてお願い致します。

記

協会長表彰候補者推薦要領

(1) 表彰種別

1. 優良保安監督者
2. 優良保安従事者
3. 保安功労者（優良保安監督者、優良保安従事者の中から選考する）
4. 特例による表彰者
5. 優良事業所

このうち3以外の1. 2. 4. 5についてご推薦下さい。

(2) 推薦の目安となる基準

「愛知県高圧ガス安全協会長表彰選考要領」

→

の選考基準に該当していると考えられる個人、事業所についてご推薦下さい。

注1) 経験年数とは：愛知県内での通年経験年数

注2) 監督業務の経験年数とは：高圧ガスの法定責任者（保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員、およびその代理者を含む、販売主任者）に選任され、保安監督業務に従事した期間の通年をいいます。



選考要領

(3) 推薦様式

様式は、選考要領の様式1～様式7を使用して下さい。→

お問い合わせくださればメール添付でワード版の様式

もお送りできます。



推薦書様式1-4



様式5-7

(4) 経歴書の記入についてのお願い

被表彰候補者経歴書のうち職歴（高圧ガス関係を主体として）の項については、明確かつ具体的に記載して頂くようお願い致します。

ご不明な点は事務局へお尋ね下さい。

協会事務局 〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4-38

愛知県産業労働センター17階 愛知県高圧ガス安全協会

TEL：052-485-6619 FAX：052-485-6634

E-mail：a-ka@chive.ocn.ne.jp

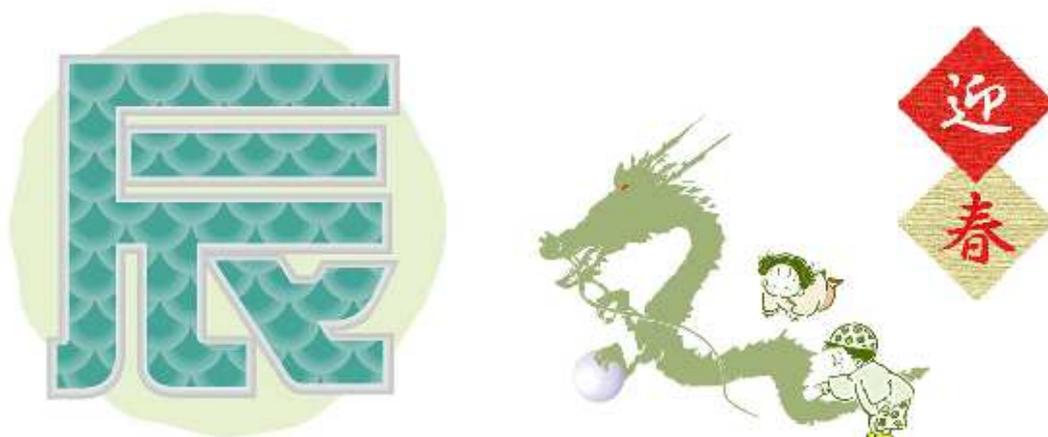
HP：<http://ankyoo-aichi.jp/>

以上

迎春

明けましておめでとうございます
今年も、会員皆様の協力のもとに活動を進めて参ります
ご支援宜しくお願いいたします。

2024年 新春



愛知県高圧ガス安全協会

会長	丸本悦造	理事	浅野朝郎
副会長	石井浩	〃	飯田哲郎
〃	竹内聡一郎	〃	今井信治
〃	浦野秀信	〃	佐藤秀雄
〃	石川雅一	〃	河合昌人
理事	原田敬生	〃	佐藤吉伸
〃	松原好成	〃	丹羽正治
〃	田崎政秀	〃	丸山育利
〃	兵頭修巳	〃	勝谷元揮
〃	片岡靖雄	〃	太田義彦
〃	大嶋久邦	〃	滝平憲治
〃	鋤柄喜彦	〃	山口純
〃	南場勉	〃	浅田昌樹
〃	山口康啓	監事	小林孝
〃	陣内孝教	〃	高橋陞
〃	加藤昌史		

事務局員一同

編集後記

- ☆ 新年あけましておめでとうございます。皆さま健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。
- ☆ 巻頭言では、愛知県高圧ガス安全協会丸本会長、愛知県大村知事、名古屋市河村市長より、新春を迎えてのご挨拶を頂戴しました。誠にありがとうございます。
- ☆ 9月に開催された愛知県高圧ガス移動防災講習会では、例年実施している高圧ガス移動防災訓練関係者270名が集まり、各講習を通じて防災訓練の目的と重要性を再認識する貴重な機会となりました。来年からの移動防災訓練に反映されることと期待します！
- ☆ 10月には愛知県高圧ガス保安大会が開催され、令和5年度高圧ガス保安関係保安功労者等知事表彰の表彰式が行われ、当協会からは株式会社加藤熔材の加藤様が表彰されました。また、同じく10月の高圧ガス保安全国大会では、当協会の株式会社松原商店の松原様が保安功労者として、大豊商事株式会社様が優良販売業者として、それぞれ高圧ガス保安協会会長表彰を授与されました。皆様おめでとうございます！
- ☆ 事業場トップに聞くでは、株式会社マルタキの片岡様にお話を伺いました。保安最優先のための社員とのきめ細かな話し合いなど、素晴らしい取り組みをされています。
- ☆ 事業所訪問では、リスパック株式会社犬山工場を紹介させて頂きました。講師の方が製作した装置を用いた危険体感教育を従業員の必須項目にしており、危険感受性のみならず、過去の事故原因分析から“機器の構造を知る”ことにも注目した取り組みの成果で労働災害は年々減少しているとのこと。大変参考になります。
- ☆ 施設訪問では、「岡崎城」を取材させて頂きました。2023年NHK大河ドラマの舞台としても再注目されていますね。本記事も参考に、見所多い岡崎市、岡崎城をぜひ訪ねてみてください。
- ☆ 随筆では、本号も安全協会の活動に長い間関わってこられた宮地様に「和菓子」について語っていただきました。今まで知らなかった和菓子の魅力について興味を持った方も多いと思います。ありがとうございました！
- ☆ 最後に、当協会は今後も変わらず高圧ガスに携わる皆様にとって有益な情報を適宜掲載していきたいと思っております。引き続きのご愛読よろしく願いいたします。

※ 令和6年1月1日夕刻に発生した能登半島地震によって、犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。本会報は、昨年末までに完成しており、各位からお寄せいただいた記事において、今回の地震に関する情報や配慮を反映できておりませんことを深くお詫び申し上げます。容器の散乱や地盤の液状化に伴うタンクの傾斜など、高圧ガスに関する被害状況もいまだ、全容が明らかになっておりませんが、当地からの派遣応援も続々と行われていると伺っております。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

— 第 1 5 2 号 —

発行日 令和6年1月20日
発行者 愛知県高圧ガス安全協会 広報部会
〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4-38
愛知県産業労働センター17階
TEL (052) 485-6619 FAX (052) 485-6634
E-mail : a-ka@chive.ocn.ne.jp
HP : <http://ankyo-aichi.jp/>

ガスの保安には コスモスの検知部、検知器を!

COSMOS



無線ガス 検知部

KD-100/KD-101
シリーズ

- 耐圧防爆構造
- 本質安全防爆構造

1

ケーブルレスで イニシャルコストを削減

工業用無線規格「ISA100.11a」を採用。
信号配線が不要です。

2

「外部電源式」と「電池電源式」 をラインアップ

さまざまなガス種と用途に対応したラインアップ

外部電源式
KD-100A/B/M

可燃性ガス*

毒性ガス*

無線変換器
KD-100Mのみ

電池電源式

KD-100D/O/R

一酸化炭素

硫化水素

酸素

可燃性ガス
(メタン・プロパン)

*KD-100Mを除く

1

4種のガスを 同時検知・同時表示

2

センサ寿命2年

検知対象 ※4ガス、3ガス、2ガスタイプから選べます。

可燃性ガス 硫化水素 一酸化炭素 酸素 + 温度

マルチ型 ガス検知器 XA-4000IIシリーズ



- 本質安全防爆構造
- 防水・防塵構造(保護等級IP67相当)

1

配管などからの ガス漏れ箇所をすばやく探知!

2

LCD画面搭載で 電池残量や対象ガス名など、 機器の状態が一目でわかる。



可燃性ガス 探知器

XP-702III

- 高圧ガス保安協会検定合格品
(XP-702III-B)

さまざまなガス種に対応します!

可燃性 ガス	水素、アンモニア、プロパン、ベンゼン、アセチレン、EO、エチレン、プロピレン、エタン、ブタジエン、ジクロルエタン	フロン	R22、R32、R404A、R407C、R600a(i-B)、410A、R134a
-----------	--	-----	---

※その他ガス種についてはお問合せください。



新コスモス電機株式会社

本社 ■ 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中2-5-4 TEL(06)6308-2111

URL www.new-cosmos.co.jp

東日本営業部 ■ TEL(03)5403-2703
東京 ■ TEL(011)231-1101
札幌営業所 ■ TEL(022)295-6061
仙台営業所 ■ TEL(025)365-1390
新潟営業所 ■ TEL(054)255-1901
静岡営業所 ■ TEL(048)643-1223
北関東出張所 ■ TEL(043)209-1650
千葉出張所 ■ TEL(045)473-6451
神奈川出張所

中部営業部 ■ TEL(052)951-2650
中北陸営業所 ■ TEL(076)234-5611
西日本営業部 ■ TEL(06)6308-2111
岡山営業所 ■ TEL(086)435-5087
広島営業所 ■ TEL(082)568-2800
九州営業所 ■ TEL(092)431-1881
京滋出張所 ■ TEL(077)526-8222
姫路出張所 ■ TEL(079)225-8965